天王寺村における転びキリシタンと 類族の動向

小野田一幸

要約

本稿は、大阪教育大学附属図書館が所蔵(『続 悲田院長吏文書』所収)する「存命并死失 帳」を中心に、天王寺村の悲田院道外に預けられた転びキリシタンの実態や、彼らにつなが る類族の動向を元禄期と安永期の二つの時期から探った小文である。あわせて、同様に天王 寺村に在住していた転びキリシタン左兵衛とその類族の動向についても検討を加えた。

はじめに

天王寺村における転びキリシタンと類族に関 しては、藤木喜一郎⁽¹⁾や岡本良一⁽²⁾が早くから ふれているところでもある。ただ、これらは大 坂の非人社会を論じるなかでの記述の一端にと どまっており、より具体的に研究が進められる のは、近年のことだとしてよい。

その一つとして、藤原有和(3)は関西大学図書 館(鬼洞文庫)が所蔵する『摂州東成郡天王寺 村転切支丹類族生死改帳』の翻刻を行うととも に、久三郎、兵治、久右衛門の転びキリシタン およびその類族が、悲田院の垣外組織において 中心的な役割を果たしていたことを指摘してい る。加えて、同史料をもとに、久三郎をはじめ とする10軒の転びキリシタンと彼らにつながる 類族の系図を掲げている。天王寺村における転 びキリシタンと類族の系図を作成した点では、 現在のところ、到達点にあるといってよいだろ う。ただ、近年刊行された『悲田院長吏文書』 と『続 悲田院長吏文書』に収録された転びキ リシタンと類族関係文書(4)によって、補訂の必 要が認められる。また、寺木伸明も四天王寺が 所蔵する『天王寺領内悲田院中間宗旨御改帳』(5) をもとに、「非人」集団の出生地が近畿を中心 に33カ国におよんでいることや、藤原が紹介し

た前掲史料も加味して類族の家族11軒を確認 し、その実態についてふれている⁽⁶⁾。このよう に、天王寺村領内の転びキリシタンと類族につ いては、アウトラインが示されているといえる。

このほか、悲田院垣外とともに四ケ所の一つ であった道頓堀垣外における転びキリシタンと 類族については、『道頓堀非人関係文書』(7)を もとに、内田九州男(8)、朝比奈修(9)、塚田孝(10)が その具体像に迫っている。なかでも塚田は、孫 七家・久右衛門家・道味家・きく家の系図を作 成のうえ、それぞれの動向を検討し、長吏を輩 出するといった中心的な役割、垣外仲間への定 着や四ケ所垣外間の交流、周辺村々への番非人 としての移住などを明らかにしており、示唆に 富んだ内容となっている。

本稿では、これらの先行研究に学びながら、 前述の『悲田院長吏文書』および『続 悲田院 長吏文書』に収録された「類族生死改」や「存 命并死失帳」などに依拠しながら、天王寺村の 転びキリシタンと類族の実態を具体的に描くこ とを目的としたい。

次章では、天王寺村におけるキリシタン摘発 の状況や、転びキリシタンとなった者の生国な どを明らかにすることに努める。続く章では、 元禄2年(1689)9月の『轉切支丹存命帳并死 失帳』と安永4年(1775)7月の『切支丹轉類 族存命御改帳』の2冊を中心に、類族の動向を 把握することにしたい。これらの作業は、あく までも天王寺村の転びキリシタンと類族に関す るモノグラフである。しかし、転びキリシタン や類族が、悲田院垣外において長吏や小頭を勤 めるなど、中心的な役割を果たしていたことを 勘案すれば、それは垣外における社会集団の実 態をも明らかにすることにつながるであろう。

天王寺村における 転びキリシタンの実態

1 天王寺垣外におけるキリシタンの摘発

慶長17年(1612) 8月6日、幕府は領内に五 カ条からなる「條々」(11)を出した。一季居の停 止に続き、二条目には「一伴天連門徒御制禁也、 若有違背之族は、忽不可遁其科事」とキリシタ ンの禁教について明記している。以後、幕府の 施策として禁令は連綿と続けられ、大坂市中で も、慶長19年には「伴天連の門派者共、京大坂 在之分、此間大方ころふ、相殘七十人餘ころは さる有之、奥州外濱江可有流罪相定」四める状 況を生み出していた。

ただ、本稿が検討の中心においた悲田院垣外 を有した天王寺村にキリシタンの摘発がおよん だのは、管見の限りにおいて、寛永8年(1631) を端緒とするようである。それ以降の状況を含 め、元禄2年の『轉切支丹存命并死失帳』から 転びキリシタン市右衛門(1597~1671)にかか る部分を掲げて、確認しておくことにしよう。

轉切死丹

一市右衛門 病死

此者、生國摂津国天満之者之由、同国 東成郡天王寺村領二乞食仕罷有候処、 五拾九年以前寛永八未年大坂町御奉行 久貝因幡守様御詮議被成候刻、切支丹

宗門轉、浄土宗二罷成候由、其以後正 保元年申極月十二日同所町御奉行曽我 丹波守様御改被成、天王寺村へ御預ケ 被置、寛文拾壱年亥七月廿九日七拾五 歳ニ而病死什、其節大坂町御奉行所へ 相断、旦那寺大坂道頓堀浄土宗竹林寺 二て火葬二取置申候、父母之義相知レ 不申候

史料の性格上、必ずしも当時のキリシタン摘 発に関して多くを語ってはくれないが、以下の ようにまとめることができるであろう。

まず一点目として、久貝因幡守正俊が初代大 坂東町奉行を勤めていた寛永8年、天王寺村領 において乞食であった市右衛門は、詮議をうけ てキリシタン宗門を転び、浄土宗に改宗したと いう経緯を捉えることができよう。この寛永8 年の前年には、「禁教ノ嚴ナルヲ以テ、教徒ハ 或ハ逃テ乞食非人ニ歸スル者アリ、寛永七年 二千二百九十年大坂ニ於テ逮捕スル所ノ信者七十 名ノ如キ是ナリ、幕府ハ之ニ鑒ミル所アリ、是 ヨリ乞食非人ト雖氏、亦之ヲ改メ之ヲ蹈マシム ルニ至レルナリ」はと、大坂市中の乞食非人の キリシタン摘発がなされており、寛永8年の天 王寺村におけるキリシタン詮議は、これに続く ものであったと位置づけてよいであろう。

さらに、市右衛門は正保元年(1645) 12月12 日、西町奉行曽我丹波守古祐崎の改めによって、 天王寺村に「御預ケ」となった。これは、寛永 21年1月11日付で、上方御代官衆中と関東方御 代官衆中にあてた「上方關東御代官江下知」(15) の13条目に、「一吉利支丹宗門之儀、前廉申觸 之通、堅申付、鄉中二有之行人乞食迄不審成者 入念可改申之事」との指示に基づき、曽我丹波 守の改めが執り行われたと考えられる。

この寛永21年の詮議については、その様相を 具体的に知ることができる。それは「夜中宗旨

御穿鑿御座候得而、其之時之寺社御奉行古屋新 十郎様・大西権之丞様御両人御穿鑿御役ニ御立 被成、天王寺庄屋掃部殿と申候を垣外案内者ニ 被成、天王寺七口御百性衆大勢ニ而呼と太郎右 衛門垣外四方を取かこ | んで行われ、備前国岡 山浄土寺の平僧役であった専応(詮議当時は非 人で、長吏次兵衛弟子三九郎)が、町奉行所役 人に対して「垣外長吏其外男女忰共迄銘々名付 差上」いけたという。

ここでは、転びキリシタン市右衛門を代表さ せて天王寺村におけるキリシタン摘発とその後 の流れをたどったが、これは彼一人がそうだっ た訳ではない。後述するように、天王寺村に「御 預ケ | 処分をうけたと判明する20人の転びキリ シタンも同じ経緯をたどっており、また道頓堀 垣外でも同様であったことを確認いできる。

久貝・曽我両奉行による詮議は「大坂於籠屋色 々御僉義、木馬に御のせさま/〜御せめ被成 | (8) れるという熾烈を極めたものであった。また直 接に指し示しているとの判断はつきがたいが、 レオン・パジェスが「迫害は、北部、及び南部 の諸州で、多數の殉教者を出してゐた、しかし、 それは、天領、殊に京都、伏見、堺、大坂の如 き大都市では、更に全般的で、更に殘酷であつ た(略)熱心なキリシタン達は、執拗に捜し出 され、自白させんがために、拷問にかけられた。 ために、若干の人々は、生命を棄てて、靈魂を 救つた、或る者は、不幸にも、棄教して、その 精神的の父を裏切つた。この精神的の父に對し、 暴君が死刑を科したのは、彼等の體に對してで はなくて、靈魂に對してであつた。乞食や癩病 人に至るまで、何でもないキリシタン達が、例 外なく追放された」⁽¹⁹⁾と記すところでもある。

ただ、大坂町奉行による乞食非人へのキリシ タン摘発が二度に留まったとは考えがたい。な ぜならば、転びキリシタン兵治(1619~98)の 父として名前を確認できる「古切支丹」善斎は、

「寛永十四年大坂町奉行ニ而御詮議候節、切支 丹二而御仕置」きされており、寛永14年にも町 奉行所による詮議があったことを教えてくれる からである。この詮議については、具体的な内 容を知り得ないが、道頓堀垣外でも同年に、大 山権右衛門と水原二郎右衛門の「御改 |めによっ て、久助と女房(ばい)、子(まん)からなる 世帯をはじめ、23人が「伊(他)国」に転出し ていったことを記している™。これらをあわせ て考えると、キリシタンの詮議が寛永14年にも 執り行われていたとしてよいであろう。

なお、寛文11年(1671)に市右衛門が病死し た際に火葬がなされたのは、旦那寺の竹林寺で ある。同寺は、慶安2年(1649) に開創された 浄業寺をもとにしており、市右衛門が転んでか らすでに20年近くの歳月を経ている。市右衛門 が改宗したときの宗派は、浄土宗とされている が、「此三ヶ所(著者注:天王寺・道頓堀・鳶田) 之非人、先年数度之宗旨就御改、捨邪法雖令帰 正法、可頼依無寺、御代官鈴木三郎九郎様西成 郡下難波之於墓所、寺地被下者 | 212 とあるよう に、転んでもすぐには寺檀関係を結んだ寺がな かったと判断できる。

2 天王寺村における転びキリシタンの実態

前節でふれたように、大坂町奉行所によるキ リシタンの摘発が数度にわたることで、乞食非 人の幾人かは転びキリシタンとなり、その子孫 は類族としての歩みを課せられることとなっ た。ここでは、この摘発によって生まれた転び キリシタンの実態を把握することにしよう。

元禄2年の『轉切支丹存命并死失帳』をはじ めとする6点の「存命并死失帳」および『摂州 東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳』に依拠 し、天王寺村に関係する転びキリシタンの情報 をまとめたのが表1である。以下では、この表 をもとにしながら論を進める。

前述した「古切支丹」善斎を除くと、天王寺 村における転びキリシタンのうち、生国を記載 する者は、25人のうち8人にすぎない。その生 国は摂津国・山城国が各2人、丹波国・肥前 国・尾張国・大和国が各1人である。なお、生

国の記載は確認できないが、摂津国天満で生ま れた市右衛門(1597~1671)と尾張国津島生で ある妻ちま(1599~1673)との間に生まれた嫡 女まん (1619~89)、次男吉兵衛 (1622~79)、 三男五郎(1629~93)の出生地は、おそらく摂

表1 天王寺村に関係するキリシタンと転びキリシタン

	転びキリシタン	生国など	続 柄	転時の状況	没年など	備考
1	久右衛門	丹波国			寛文3年(1663)正月28日69歳病死、 竹林寺ニ而火葬取置	
2	よ(と)め		久右衛門妻	夫一同詮議	寛文3年正月17日61歳病死、竹林寺 二而火葬取置	
3	久兵衛	摂津国			元禄5年(1692)正月17日69歳病死、 塩詰申付相伺竹林寺土葬取置	
4	次郎右衛門	肥前国			承応元年(1652) 8 月23日69歳病死、 竹林寺ニ而火葬ニ取置	
5	かめ	山城国	次郎右衛門妻		元禄7年正月17日84歳病死、塩詰申 付相伺、竹林寺土葬	
6	市右衛門	摂津国天満		天王寺村領二乞食仕罷有候処、 詮議	寛文11年7月29日75歳病死、竹林寺 ニ而火葬取置	
7	ちま	尾張国津嶋		大一问在議	延宝元年(1673) 8 月25日75歳病死、 竹林寺ニ而火葬取置	
8	まん	 		大 丁 一门正硪 	元禄2年閏正月27日71歳病死、塩詰 申付相伺竹林寺土葬取置	
9	吉兵衛	 	市右衛門次男	西成郡川崎村二乞食仕罷在候処、 父一同詮議	延宝7年7月朔日58歳病死、竹林寺 土葬取置	
.0	五郎	 	市右衛門三男	父一所二天王寺村二乞食仕罷有 候処、父同時詮議	元禄6年10月5日65歳病死、塩詰申付相伺、竹林寺土葬二取置	
.1	善斎 (古切支丹)	摂津国者	兵冶父	寛永14年(1637)大坂町奉行ニ而 御詮議候節、切支丹ニ而御仕置被 成		
2	(名不知)	大和国郡山	善斎妻・兵冶母		慶安3年(1650)寅閏10月17日76歳 病死、竹林寺火葬二取置	
.3	兵治			同時ニ詮議	元禄11年10月7日80歳病死、塩詰申 付相伺、竹林寺土葬二取置	
4	いち	生国不明		天王寺村ニ乞食仕罷有、転候年 暦等委細相知レ不申	慶安4年8月11日67歳病死、竹林寺 ニて取置	類族無
15	左兵衛	山城国愛宕 郡伏見宿		天王寺村江罷越、百姓仕罷在候処、 詮議	慶安3年9月28日首縊死、中寺町日 連宗薬王寺火葬取置	
6	治兵衛	 	左兵衛嫡男	父一同天王寺村江罷越、百姓仕罷 在候処、詮議	延宝9年11月24日54歳病死、中寺町 日蓮宗薬王寺火葬取置	
	清吉	生国不明		暦等相知レ不申		類族無
.8	久西後家 (ころく)	生国不明	夫久西	天王寺村ニ乞食仕罷有、転候年 暦等相知レ不申	慶安元年 4 月25日病死、竹林寺ニ而 取置	類族無
.9	作右衛門	生国不明		天王寺村ニ乞食仕罷有、転候年 暦等相知レ不申	慶安3年3月19日48歳病死、竹林寺 二而取置	類族無
20	やゝ	生国不明	又蔵後家	暦等相知レ不申	寛文元年2月11日69歳病死、竹林寺 ニて取置	類族無
21	四良兵衛	生国不明		天王寺村ニ乞食仕罷有、転候年 暦等相知レ不申	寛文11年9月15日48歳病死	類族無
2	むめ					鳶田垣外カ
	たね					鳶田垣外プ
	こや	1	1			鳶田垣外プ
	すて	1				鳶田垣外プ
	, ,	:				鳶田垣外:
26	久三郎					馬田坦外・ 紀州吹上に 類族

注)元禄2年9月『轉切支丹存命并死失帳』、安永4年7月『切支丹轉類族存命改帳』、『摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳』 などから作成。

津国であったと考えられる。また、山城国愛宕 郡伏見宿生まれの左兵衛 (?~1650) の嫡男治 兵衛(1628~81)は、「父一同天王寺村江罷越 | すとあることから、出生地は父左兵衛と同じと 考えて支障がないであろう。ただ、兵治と父善 斎の生国は必ずしも明らかではなく™、兵治に ついては大和郡山生まれの「母一所ニ天王寺村 二罷有 | ると記すにすぎない。

人別の移動という点からは、安永以降の「死 失并存命帳」では、丹波国を生国とする久右衛 門(1595~1663)の父母については「相知れ不 申候 | としているが、元禄2年の『轉切支丹存 命并死失帳』には「父母者天王寺村ニ而先年病 死 と記すことから、両親も天王寺村に来住し ていたことがわかる。彼らが来住した年代につ いては不明であるが、それぞれが単身で移動し てきたとするよりは、父母と久右衛門による世 帯での移住であったとみられる。また、山城国 を生国とする次郎右衛門(1584~1652)の妻か め (1611~94) は、寛永 2年に「幼少之節父母 之手前ヲ離 | れ、天王寺村に来住している。寛 永2年には、かめは15歳、次章でふれるように 次郎右衛門との婚姻による移動であった。

このように、生国に限ってみた場合、彼らは もともと天王寺村に居住していたわけではな く、何らかの理由によって転入してきた者で占 められている。悲田院垣外と同様の経緯をもっ て、下難波村に預けられた道頓堀垣外の転びキ リシタンの生国は、淡路国・山城国・伊勢国が 各2人、三河国・摂津国・播磨国・紀伊国が各 1人で、「もともと大坂の非人集団の中で生ま れたという者は一人もいない | 23と塚田が指摘 する状況と類似している。彼らが転入してきた 理由については、明らかにする史料を持ち得な いため、推測にとどまるが、キリシタン摘発か ら遁れることが大きな要因であったとしても、 無理な理解ではないであろう。

このように、悲田院・道頓堀両垣外に預けら れた転びキリシタンの生国は、畿内とその隣国 に多いことが判明するが、そこに遠国の肥前国 生まれの次郎右衛門が含まれていることは注目 したい。肥前国は大村、有馬とキリシタンを庇 護した大名の領国であり、そのために、早い時 期からキリスト教の弾圧が行われた地でもあっ た。その弾圧から遁れるために、大坂市中に隣 接する天王寺村、かつては探索が行われること がなかった乞食非人社会に次郎右衛門が身を投 じていたとも考えられよう。

また、久右衛門と妻よめ (1603~63)、次郎 右衛門と妻かめ、市右衛門と妻ちま、兵治と妻 まんは、夫婦ともどもがキリシタンであった。 ただ、これが一般的な形態であったかどうかに ついては判断がつきかねる。なぜならば、左兵 衛の妻こちよは「夫婦詮議之節、御構無御座」 くとあるように、夫婦が別宗であった状況もみ られるからである。ちなみに、道頓堀垣外では、 この逆の傾向がうかがえる。夫婦ともにキリシ タンであったのは、山城を生国とする孫七(1600) ~77) と播磨国美嚢郡三木を出生地とする妻妙 珎(1614~97) に限られる。一方で、三河国幡 豆郡たいこう村生まれで「難波村領乞食在所ニ 罷在 | った久右衛門(1589~1667)の妻「名不 知」(備前国邑久郡くさき生・?~1647)、摂津 国矢田部郡兵庫生まれの松 (1607~58) の夫で 播磨国小豆島を出生地とする孫作(1612~ 49)、伊勢国小松を出生地とするたま(1596~ 1680) の夫である「京者」甚九郎 (1600~ 46)、山城国久世郡日野生の「名不知」の夫で 備前国岡山生の六兵衛(1592~1660)の4人は、 「切支丹宗門ニ而無之」かった。個人それぞれ のキリシタン信仰であったと考えるのが妥当で あろう。

史料的な制約があるのかもしれないが、転び キリシタンとなる以前の実態として注目できる

のが、天王寺村百姓であったとする左兵衛とそ の嫡男治兵衛である。ただ、彼らの子孫のなか には、百姓を生業とする以外に乞食となった者 も確認できる。この左兵衛の類族の動向は、次 章で一節を設けて論じるが、転びキリシタンの 多くは、「古切支丹 | 善斎と大和国郡山を生国 とするその妻「名不知」、両者の間に生まれた 兵治™、「摂州川崎村ニ乞食」であった市右衛 門次男の吉兵衛を除いては、既に天王寺村で「乞 食」をしていたことが明記されている。この「乞 食」が、「乞食在所」すなわち悲田院垣外に居 住していたかどうかについては、史料から判断 することは難しい。しかし、前掲の『天王寺領 内悲田院中間宗旨御改帳』や元禄2年の『轉切 支丹存命并死失帳』の記載などから、垣外内に 居住していたと判断してよいであろう。

さて、ここで「乞食非人」とキリシタンの関 係についてふれておく必要があろう。藤木喜一 郎は「京阪の地は後年迄信者の多かつた土地柄 だけに、検挙されて転宗し、非人に身分を落と される者も亦、可なりの数に上つた筈。ことし、 藤原有和は道頓堀垣外の事例から、「十名の転 びキリシタンが法的に非人身分として決定づけ られるのは、寛永八年転宗以降と考えるべきで ある。転宗後、身柄を下難波村庄屋に預けられ、 長吏の監視下におかれることによって、決定的 に非人身分としての処遇をうけることになった と考えるべき」としている。両者はキリシタ ンが詮議によって、転宗したのちに非人身分に 落とされたとの見解である。一方で、岡本良一 は「転宗の結果として非人におとされたのでは なく、非人にはもともとキリシタンが多かった のではあるまいか。非人にキリシタンが多かっ たのは、キリスト教伝来当初からの布教の方針 からして当然の結果」

「転 キリシタン」なるが故非人身分に落されたので はなく、乞食として垣外居住者となっていたな かで転宗を表明させられ、かつその後は、非人 身分のみならず「転キリシタン」として二重の 拘束下におかれ」^図たと、藤木・藤原と異なる 理解をしている。

双方のキリシタンと非人の関連についての理 解は、全く相反するが、本節で確認したように、 「存命并死失帳」をはじめとする各種史料に依 拠すれば、大坂町奉行所がその詮議の対象とし たのは、あくまでも乞食非人のなかに潜入して いたキリシタンであったことは明らかであろ う。つまり、岡本や内田が指摘するように、非 人社会に身を投じていたキリシタンが転宗させ られた、と理解するのが適切だと考えられる。

最後に、転びキリシタンの埋葬方法とその変 化について付言しておく。元禄年間(1688~ 1703) 以降に死没した久兵衛・かめ・まん・五 郎・兵治の5人は、埋葬時には「塩詰申付相伺、 竹林寺土葬取置 | きとなっている。元禄年間以 前に死没した他の転びキリシタンは、表1から も明らかなように、火葬や土葬による埋葬と なっており、これが慣例であった®。元禄年間 以降に、転びキリシタンの埋葬方法が、塩詰め ののちに土葬へと転換されたのは、貞享4年 (1687) 6月に令達された「覚」 30の第7条に「一 前々切支丹宗門之者果候ハゝ、死骸ハ鹽詰ニ仕 差置、切支丹奉行差圖次第二可仕事 とされた ためであろう。また彼らの大半は、前述したよ うに、転宗のあとに竹林寺を檀那寺としている が、左兵衛と嫡男治兵衛はそれを異にする。両 人は、大坂中寺町の日蓮宗薬王寺を檀那寺とし て、死亡後に同寺にて火葬にふされている。

天王寺村における 転びキリシタンと類族の動向

元禄2年の転びキリシタンと類族の動向

元禄2年の『轉切支丹存命并死失帳』からは、

天王寺村に預けられた転びキリシタンの久右衛門、久兵衛、次郎右衛門、市右衛門、兵冶と、きく^{©1}を加えた6人につながる類族の動向をうかがうことができる。この史料をもとに、存生者に限り、彼らの動向を析出し、作成したのが表2である。表中に数字を付した者は97人であるが、転びキリシタン次郎右衛門の孫すて[16]は、転びキリシタン市右衛門の孫六兵衛の妻[63]であり、同じく転びキリシタン次郎右衛

門の孫むく〔28〕は転びキリシタン市右衛門孫 忠兵衛の妻〔59〕にあたるため、95人の動向が 検討対象である。また、それ以前に死失した転 びキリシタンや類族の動向についても適宜ふれ ることで、それを補うことにしたい。

ちなみに、『轉切支丹存命并死失帳』が作成された前年である元禄元年の「切支丹類族」として、天明7年(1787)に松平貴強が大坂西町奉行に着任した際、町奉行所が作成した『大坂

表2 元禄2年の悲田院垣外に関わる転びキリシタンおよび類族の動向

alam year		Auto fore	表2 元俅2			- 関わる転びキリンタンおよび規族の動向 「
	キリシタン	続柄	- 1 NH	類族名前	年齢	動 向
1	きく	孫	こかう忰	半助	30歳	天王寺村二乞食仕罷有之
2	きく	孫	こかう忰	小吉	27歳	兄半介一所二天王寺村垣外二乞食仕罷有
3	きく	孫	こかう忰	権	23歳	兄半助一所二天王寺村垣外二乞食仕罷有
4	久右衛門	嫡女		よし	56歳	天王寺村乞食作助妻二成罷在
5	久右衛門	聟	よし夫	作助	57歳	
6	久右衛門	孫	よし忰	作	18歳	父作助一所二天王寺村二乞食仕罷在
7	久兵衛		転び		66歳	生國摂津国、存命ニ而乞食仕罷有
8	久兵衛	妻		くん	59歳	河内国丹北郡新道村源左衛門娘、寛文十一亥年(1671)久兵衛妻二成
9	久兵衛	嫡子		岩松	25歳	父久兵衛一所ニ天王寺村乞食仕罷有
	久兵衛	次女		まん	16歳	父久兵衛一所二乞食仕罷有
11	久兵衛	三男		猿松	14歳	父久兵衛一所乞食仕罷有
12	次郎右衛門	妻	転び	かめ	79歳	生國山城国、六拾五年以前丑之年〔寛永 2 年(1625)〕天王寺村乞食次郎 右衛門妻ニ成、存命ニテ乞食仕罷有
13	次郎右衛門	嫡女		みつ	58歳	天王寺村領乞食庄三郎妻、夫病死以後今以同所ニ乞食仕罷有
14	次郎右衛門	孫	ミつ娘	ちま	41歳	下難波村乞食小兵衛妻二成罷有
15	次郎右衛門	孫	ミつ娘	かめ	37歳	天王寺村乞食源七妻ニ成罷有
16	次郎右衛門	孫	ミつ娘	すて	33歳	天王寺村乞食六兵衛〔63〕妻二成罷有
17	次郎右衛門	孫	ミつ娘	小ミつ	31歳	天王寺村乞食加兵衛妻ニ成罷有
18	次郎右衛門	孫	ミつ忰	七三郎	27歳	天王寺村二母一所二乞食仕罷有
19	次郎右衛門	孫	ミつ忰	八	24歳	天王寺村ニ母一所ニ乞食仕罷有
20	次郎右衛門	孫	ミつ娘	こまん	21歳	天王寺村乞食長五郎妻ニ成罷有
21	次郎右衛門	孫	ミつ娘	りん	18歳	天王寺村二母一所二乞食仕罷有
22	次郎右衛門	孫	ミつ娘	むめ	16歳	天王寺村二母一所二乞食仕罷有
23	次郎右衛門	娵	宗休妻	むく	48歳	山城國愛宕郡伏見泥町乞食助市娘、丗三年以前〔明暦3年(1657)〕摂州 南平野町宗休方へ縁付、只今至同所ニ売薬仕罷有
24	次郎右衛門	孫	宗休娘	こまん	17歳	母むく一所ニ南平野町ニ罷有
25	次郎右衛門	孫	宗休忰	長太良	13歳	母一所二南平野町二罷有
26	次郎右衛門	孫	宗休忰	福松	11歳	母一所二南平野町二罷有
27	次郎右衛門	孫	宗休忰	岩松	8歳	母一所二南平野町二罷有
28	次郎右衛門	孫	こちよ娘	むく	34歳	天王寺村乞食忠兵衛〔36〕妻二成罷有
29	次郎右衛門	聟	小女郎夫	与兵衛	49歳	天満乞食在所二罷有
30	次郎右衛門	孫	小女郎忰	太郎	23歳	父与兵衛一所ニ罷有
31	市右衛門	三男	転び	五郎	61歳	存命ニ而乞食仕罷有(天王寺村)
32	市右衛門	四女		くり	59歳	天王寺村領乞食小兵衛妻ニ成罷有
33	市右衛門	五男		甚右衛門	51歳	天王寺村領二乞食仕罷有
34	市右衛門	孫	吉兵衛嫡子	半兵衛	43歳	摂刕川崎村二乞食仕罷有
35	市右衛門	孫	吉兵衛次男	利兵衛	35歳	摂州傳法村二乞食仕罷有
36	市右衛門	孫	五郎嫡子	忠兵衛	38歳	父一所二天王寺村領二乞食仕罷有
37	市右衛門	孫	五郎次男	六兵衛	34歳	父一所二天王寺村領二乞食仕罷有
38	市右衛門	孫	五郎三男	伊兵衛	30歳	父一所二天王寺村領二乞食仕罷有
39	市右衛門	孫	五郎四男	太良兵衛	27歳	父一所二天王寺村領二乞食仕罷有
40	市右衛門	孫	五郎五男	石松	23歳	父一所二天王寺村領二乞食仕罷有
41	市右衛門	孫	五郎六女	せん	19歳	父一所ニ天王寺村領ニ乞食仕罷有
	市右衛門	孫	五郎七男	虎松	4歳	父一所二天王寺村領二乞食仕罷有
	市右衛門	聟	くり夫	小兵衛	67歳	
		1	. //-	1	1	

	ı			1 1		>
44	市右衛門	娵	甚右衛門妻	ふし	38歳	河州八上郡小寺村百姓与兵衛娘、拾九年以前〔寛文11年(1671)〕甚右衛 門妻ニ成罷有
45	市右衛門	孫	甚右衛門忰	理兵衛	26歳	父一所二天王寺村二乞食仕罷有
46	市右衛門	孫	甚右衛門忰	牛	17歳	父一所二天王寺村二乞食仕罷有
47	市右衛門	孫	甚右衛門忰	庄	13歳	父一所二天王寺村二乞食仕罷有
48	市右衛門	孫	甚右衛門忰	五郎	10歳	父一所二天王寺村二乞食仕罷有
49	市右衛門	孫	甚右衛門忰	六	9歳	父一所二天王寺村二乞食仕罷有
50	市右衛門	孫	甚右衛門娘	はつ	7歳	父一所二天王寺村二乞食仕罷有
51	市右衛門	孫	甚右衛門忰	虎	4 歳	文一所二天王寺村二乞食仕罷有
52	吉兵衛	娵	半兵衛妻	こたね	31歳	摂津國川邊郡出在家村之乞食道達と申者之娘、拾八年以前〔寛文12年 (1672)〕半兵衛方へ縁付
53	市右衛門	曽孫	半兵衛娘	はる	12歳	父一所二摂津国川崎村二乞食仕罷有 摂津國西成郡北野村之乞食次右衛門娘、拾弐年以前〔延宝6年(1678)〕
54	吉兵衛	娵	利兵衛妻	かな	34歳	利兵衛方へ縁付
55	市右衛門	曽孫	利兵衛忰	久太郎	10歳	父一所二摂津國傳法村二乞食仕罷有
56	市右衛門	曽孫	利兵衛娘	さご	7歳	父一所二傳法村二乞食仕罷有
57	市右衛門	曽孫	利兵衛忰	牛松	5歳	父一所二傳法村二乞食仕罷有
58	市右衛門	曽孫	利兵衛忰	岩松	1歳	父一所二傳法村二乞食仕罷有
59	五郎	娵	忠兵衛妻	むく	34歳	天満乞食こちよ娘、拾七年以前丑年〔延宝元年(1673)〕縁ニ付
60	市右衛門	曽孫	忠兵衛娘	はつ	15歳	父一所二天王寺村乞食仕罷有
61	市右衛門	曽孫	忠兵衛娘	三八	10歳	父一所二天王寺村乞食仕罷有
62	市右衛門	曽孫	忠兵衛娘	りん	6歳	父一所二天王寺村乞食仕罷有
63	五郎	娵	六兵衛妻	すて	33歳	天王寺村乞食庄三郎娘、拾五年以前〔延宝3年(1675)〕 六兵衛妻二成
64	市右衛門	曽孫	六兵衛忰	次郎	14歳	父一所二天王寺村乞食仕罷有
65	市右衛門	曽孫	六兵衛忰	五郎市	6歳	父一所二天王寺村乞食仕罷有
66	市右衛門	曽孫	六兵衛娘	いぬ	4歳	父一所ニ天王寺村乞食仕罷有
67	市右衛門	曽孫	六兵衛忰	六之助	2歳	父一所二天王寺村乞食仕罷有
68	五郎	娵	伊兵衛妻	こかう	23歳	摂津国欠郡下難波村乞食九郎兵衛娘、五年以前〔貞享2年(1685)〕伊兵 衛妻二成罷越
69	市右衛門	曽孫	伊兵衛娘	きい	2歳	父一所天王寺村乞食仕罷有
70	市右衛門	曽孫	利兵衛忰	藤松	7歳	父一所天王寺村乞食仕罷有
				78-75 1- 1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
71	市右衛門	曽孫	利兵衛忰	市蔵	2歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有
71 72	市右衛門 兵治	曽孫	利兵衛忰 転び		2歳 71歳	
		曽孫 嫡男				捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有
72	兵治			市蔵	71歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村)
72 73	兵治 兵治	嫡男		市蔵 太良右衛門	71歳 50歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有
72 73 74	兵治 兵治 兵治	嫡男 三男		市蔵 太良右衛門 源右衛門	71歳 50歳 39歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有
72 73 74 75	兵治 兵治 兵治 兵治	嫡男 三男 四男		市蔵 太良右衛門 源右衛門 正庵	71歳 50歳 39歳 36歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村乞食在所二醫師仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年 (1662)〕太
72 73 74 75 76	兵兵兵兵兵兵 兵治治治治治治治治治治治治治治 治	嫡男 三男 四男 五男	転び 太良右衛門妻	市蔵 太良右衛門 源右衛門 正庵 吉右衛門 くに	71歳 50歳 39歳 36歳 26歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村乞食在所二醫師仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文2年(1662)〕太郎右衛門妻二成
72 73 74 75 76	兵治 兵治 兵治 兵治 兵治	嫡三四五 娵	転び	市蔵 太良右衛門 源右衛門 正庵 吉右衛門 くに 藤兵衛	71歳 50歳 39歳 36歳 26歳 44歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村乞食在所二醫師仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年 (1662)〕太
72 73 74 75 76 77	兵兵兵兵兵 兵 兵 兵	嫡男男男 娵 孫	転び 太良右衛門妻 太郎右衛門忰	市蔵 太良右衛門 源右衛門 正庵 吉右衛門 くに 篠兵太 を 様兵太郎	71歳 50歳 39歳 36歳 26歳 44歳 26歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村乞食在所二醫師仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 79	兵兵兵兵 兵 兵兵治治治治治治治治治治治治治治治治 治 治治	嫡三四五 娵 孫孫	転び 太良右衛門妻 太郎右衛門忰 太良右衛門忰	市蔵 太良右衛門 派右衛門 正庵 吉右衛門 古右衛門 く に 衛郎 大松	71歳 50歳 39歳歳 26歳 44歳 26歳 20歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村乞食在所二醫師仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 79 80	兵兵兵兵 兵 兵兵兵治治治治治治治治治治治 治 治治治治	嫡三四五 娵 孫孫孫男男男男	転び 太良右衛門妻 太郎右衛門忰 太良右衛門忰 太良右衛門忰	市蔵 太良右衛門 正吉 く 藤長太松 大松 大松	71歳 50歳 39歳 36歳 44歳 44歳 26歳 11歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村乞食在所二醫師仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 79 80 81	兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵治治治治治治治治治 治 治治治治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫	転び 太良右衛門妻 太郎右衛門忰 太良右衛門忰 太良右衛門忰 太良右衛門忰	市蔵 太源正吉 く 藤長牛犬る 大源正吉 く 藤長牛犬る	71歳 50歳 39歳 36歳 44歳 26歳 41歳 11歳 9歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村乞食在所二醫師仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82	兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵治治治治治治 治 治治治治治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫	転び 太良右衛門妻 太郎右衛門忰 太良右衛門忰 太良右衛門や 太良右衛門や 太良右衛門神 太良右衛門神	市蔵 太源正吉 く 藤長牛犬る 大源正吉 く 藤長牛犬る	71歳 50歳 39歳 36歳 26歳 44歳 20歳歳 6歳 6歳	接子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83	兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵 兵治治治治治 治 治治治治治治 治 治治治治治治 治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫 娵男男男男	転び 太良右衛門妻 太良右衛衛門妻 大大良右衛衛門を 太良右衛衛門を 太良右衛門の 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は右衛門 間 (無大松松りまる) の の の の の の の の の の の の の の の の の の	71歳 50歳歳 39歳歳 26歳 44歳 26歳歳 11歳歳 6歳歳 32歳	接子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 京都悲田寺乞食吉兵衛娘、拾六年以前〔延宝 2 年(1674)〕源右衛門妻二成
72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84	兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵 兵 兵治治治治治 治 治治治治治治 治 治治治治治治 治 治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫 娵 孫男男男男	転び 太良 右衛門門表 東良右右衛門門門妻 東京右右衛門門門門妻 東右衛衛門門妻 源右衛門門妻 原右衛門門李	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才の 大源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才衛門 門 衛郎 ないりま る 松	71歳 50歳歳 39歳歳 26歳 44歳 26歳歳 42歳歳 66歳 32歳 32歳 32歳 32歳歳	接子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 京都悲田寺乞食吉兵衛娘、拾六年以前〔延宝 2 年(1674)〕源右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83	兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵 兵治治治治治 治 治治治治治治 治 治治治治治治 治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫 娵男男男男	転び 太良右衛門妻 太良右衛衛門妻 大大良右衛衛門を 太良右衛衛門を 太良右衛門の 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次右衛門。 次十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は右衛門 間 (無大松松りまる) の の の の の の の の の の の の の の の の の の	71歳 50歳歳 39歳歳 26歳 44歳 26歳歳 11歳歳 6歳歳 32歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 京都悲田寺乞食吉兵衛娘、拾六年以前〔延宝 2 年(1674)〕源右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 天一所二天王寺村乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86	兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵兵 兵 兵兵 兵治治治治治 治 治治治治治治 治 治治 治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫 娵 孫孫 娵男男男男	転び 太良 年 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才小 こ歳 良右庵右 に 兵太松松りまる 松猿 ま有衛 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	71歳 50歳歳歳歳 26歳 44歳 26歳歳歳歳歳歳 63 32歳 32歳 32歳 32歳 33歳歳歳 33歳歳歳歳 34歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太 郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 京都悲田寺乞食吉兵衛娘、拾六年以前〔延宝 2 年(1674)〕源右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 【八四二天王寺村乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87	兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵 兵 兵兵 兵 兵治治治治治 治 治治治治治治治 治 治治 治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫 娵 孫孫 娵 孫 郹男男男	転び 大 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才小 こ 猿鹿 良右庵右 に 兵太松松りま る 松猿 ま 松屑 門門門	71歳 50歳歳歳歳 26歳 44歳 26歳歳歳歳歳歳歳 63 32歳 32歳 33歳歳歳 32歳歳歳歳歳 34歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳 35歳歳歳 35歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 次一所二天王寺村二乞食仕罷有 次一所二天王寺村二乞食仕罷有 京都悲田寺乞食吉兵衛娘、拾六年以前〔延宝 2 年(1674)〕源右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 撰津國川邊郡尼崎乞食入三郎娘、拾八年以前〔寛文12年(1672)〕正庵妻 二成
72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86	兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵兵 兵 兵兵 兵治治治治治 治 治治治治治治 治 治治 治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫 娵 孫孫 娵男男男男	転び 太良 年 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才小 こ歳 良右庵右 に 兵太松松りまる 松猿 ま有衛 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	71歳 50歳歳歳歳 26歳 44歳 26歳歳歳歳歳歳 63 32歳 32歳 32歳 32歳 33歳歳歳 33歳歳歳歳 34歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 京都悲田寺乞食吉兵衛娘、拾六年以前〔延宝 2 年(1674)〕源右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87	兵兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵兵 兵 兵兵 兵 兵兵 兵治治治治治 治 治治治治治治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫孫 娵 孫孫 娵 孫孫 娵	転び 大大大大大大大大 源源源 正 正正 吉 な 大大大大大大 源源源 正 正正 吉 を 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才小 こ 猿小 し蔵 良右庵右 に 兵太松松りま る 松猿 ま 松勘 も衛門 門	71歳 50歳歳歳歳 26歳 44歳 26歳歳歳歳歳歳 32歳 13歳歳歳歳 32歳 13歳歳歳歳 32歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳 8 35歳歳歳歳 8 26歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 大一所二天王寺村二乞食仕罷有 京都悲田寺乞食吉兵衛娘、拾六年以前〔延宝 2 年(1674)〕源右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 其津國川邊郡尼崎乞食久三郎娘、拾八年以前〔寛文12年(1672)〕正庵妻二成 父一所天王寺村二乞食仕罷有 天一所天王寺村二乞食仕罷有 次一所天王寺村二乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90	兵兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵兵 兵 兵兵 兵 兵兵 兵 兵兵兵 兵 人治治治治治 治 治治治治治治治治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫孫 娵 孫孫 娵 孫孫 娵 孫 嬰男男男	転び 太太太太太太 源 源源 正 正正 吉 吉右右右右右右右右右右右 衛衛 妻 忰忰 衛 衛衛 妻 忰忰 衛 衛衛 と 仲仲 の の の の の の の の の の の の の の の の の	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才小 こ 猿小 し 源蔵 良右庵右 に 兵太松松りま る 松猿 ま 松勘 も 太衛門 門門	71歳 50歳 3936 26 4 4 26歳 311 32 6 歳 32 歳 33 歳 34 歳 35 歳 36 歳 36 36 歳 36 а 36 а 3	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文2年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村乙食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 京都悲田寺乞食吉兵衛娘、拾六年以前〔延宝2年(1674)〕源右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所天王寺村二乞食仕罷有 次一所天王寺村二乞食仕罷有 次一所天王寺村二乞食仕罷有 次一所天王寺村二乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90	兵兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵兵 兵 兵兵 兵 兵 兵 兵兵 兵 兵兵治治治治治 治 治治治治治治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫孫 娵 孫孫 娵 孫孫 娵 孫毀男男男男	転び 太太太太太太 源 源源 正 正正 吉 吉いび 良 郎良良良良良 右 右右右右右右右右衛衛 門 門門 門門 門門 門門門 響 忰忰仲ऐ娘娘 妻 忰忰 衛 衛夫 中 門 門門 要 忰忰仲娘娘	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才小 こ 猿小 し 源西蔵 良右庵右 に 兵太松松りま る 松猿 ま 松勘 も 太真衛門 門門	71歳歳歳歳歳歳 26 44 26歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳歳	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文2年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村乞食仕罷有 (文一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 (文一所天王寺村二乞食仕罷有 (文一所天王寺村二乞食仕罷有 次一所天王寺村二乞食仕罷有 次一所天王寺村二乞食仕罷有 次一所天王寺村二乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93	兵兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵 兵 兵兵 兵 兵兵 兵 兵兵兵治治治治治 治 治治治治治治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫孫 娵 孫孫 娵 孫孫 娵 孫聟孫男男男男	転 太太太太太太太 源 源源 正 正正 吉 吉いいた 良 郎良良良良良 右 右右 衛衛衛衛門門門門 衛衛 衛子娘 神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才小 こ 猿小 し 源西小蔵 良右庵右 に 兵太松松りま る 松猿 ま 松勘 も 太真市衛門 門門	71 50 39 36 36 44 26 44 26 20 11 21 26 36 36 36 36 36 36 36 36 36 3	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村乞食仕罷有 (文一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 (文一所天王寺村二乞食仕罷有 大一所天王寺村二乞食仕罷有 (文一所天王寺村二乞食仕罷右 河内國渋川郡久寶寺村乞食長兵衛娘、九年以前〔天和元年(1681)〕吉右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 生国紀伊國、天王寺村乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94	兵兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵 兵 兵兵 兵 兵 兵 兵兵兵兵治治治治治 治 治治治治治治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫孫 娵 孫孫 娵 孫孫 娵 孫智孫孫男男男男	転 太太太太太太太 源 源源 正 正正 吉 吉いいい 良 郎良良良良良 右 右右 庵庵 右 右ちちちて 有 衛衛衛衛衛門 門門門 門門門 門門門 野 忰忰忰ऐ娘娘 妻 忰忰 妻 忰忰忰娘娘 妻 忰忰	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才小 こ 猿小 し 源西小惣蔵 良右庵右 に 兵太松松りまる 松猿 ま 松勘 も 太真市市衛門 門門	71 50 39 36 36 44 26 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 (文一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村七食仕罷有 大一所天王寺村二乞食仕罷有 (文一所天王寺村二乞食仕罷右 河内國渋川郡久寶寺村乞食長兵衛娘、九年以前〔天和元年(1681)〕吉右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95	兵兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵 兵 兵兵 兵 兵兵 兵 兵兵兵兵兵治治治治治 治 治治治治治治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫孫 娵 孫孫 娵 孫孫 娵 孫聟孫孫曽男男男男	転 太太太太太太太 源 源源 正 正正 吉 吉いいい藤 は 郎良良良良良 右 右右 庵 庵庵 右 右ちちち兵衛 衛衛衛衛衛衛門 門門門 門門 門門 門門 門門 門門 門門 門門 門門 門門	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才小 こ 猿小 し 源西小惣市蔵 良右庵右 に 兵太松松りまる 松猿 ま 松勘 も 太真市市松衛門 門門	71 50 39 36 36 44 26 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村左食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村乞食仕罷有 (文一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所天王寺村二乞食仕罷有 大一所天王寺村二乞食仕罷有 大一所天王寺村二乞食仕罷右 河内國渋川郡久寶寺村乞食長兵衛娘、九年以前〔天和元年(1681)〕吉右衛門妻二成 父一所天王寺村乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有
72 73 74 75 76 77 78 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94	兵兵兵兵兵 兵 兵兵兵兵兵 兵 兵兵 兵 兵 兵 兵兵兵兵治治治治治 治 治治治治治治	嫡三四五 娵 孫孫孫孫孫孫 娵 孫孫 娵 孫孫 娵 孫智孫孫男男男男	転 太太太太太太太 源 源源 正 正正 吉 吉いいい 良 郎良良良良良 右 右右 庵庵 右 右ちちちて 有 衛衛衛衛衛門 門門門 門門門 門門門 野 忰忰忰ऐ娘娘 妻 忰忰 妻 忰忰忰娘娘 妻 忰忰	市 太源正吉 く 藤長牛犬るこ は 才小 こ 猿小 し 源西小惣蔵 良右庵右 に 兵太松松りまる 松猿 ま 松勘 も 太真市市衛門 門門	71 50 39 36 36 44 26 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36	捨子二而、父一所二天王寺村乞食仕罷有 存命二而乞食仕罷有(天王寺村) 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 天王寺村二乞食仕罷有 河内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘、廿八年以前〔寛文 2 年(1662)〕太郎右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 父一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村二乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有 (文一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村乞食仕罷有 大一所二天王寺村七食仕罷有 大一所天王寺村二乞食仕罷有 (文一所天王寺村二乞食仕罷右 河内國渋川郡久寶寺村乞食長兵衛娘、九年以前〔天和元年(1681)〕吉右衛門妻二成 父一所二天王寺村乞食仕罷有 文一所二天王寺村乞食仕罷有

注)元禄2年9月『轉切支丹存命弁死失帳』より作成。 転びキリシタンおよび類族の年齢は、同帳に記載による。 吉兵衛は転びキリシタン市右衛門次男、五郎は転びキリシタン市右衛門三男。

町奉行管内要覧 | 32には、

一元禄元辰年帳面七冊二記、切支丹奉行衆 江差出候。

人数合九百拾五人

内 本人弐人、本人同前拾五人有之 候処、其以来不残致病死候。

唯今在命之類族

男四拾弐人 人数合七拾六人 内 女三拾四人

とみえる。また『大阪市史』 (33)には、引用書目 として『切支丹類族存命人数』を掲げ、「幕府 は寺請證文の制を布き、全國人民死生の登録を 一に佛家の手に委ねて、耶蘇教徒の撲滅を計り、 元祿元年轉切支丹二人・本人同前十五人○轉切 支Hの子、類族九百二人、合計九百十九人あり しもの、漸次死亡し、文化年間轉切支丹の曾孫 玄孫にして天王寺非人小屋に居る者僅に三人と いへり」と記している。二つの史料が掲げる類 族人数については、若干の相違があるが、元禄 初年に900人を超える転びキリシタンと類族を 大坂町奉行所と江戸の切支丹奉行が掌握してい たことになる。この人数からすると、本節で動 向が捉えられるのは、大坂町奉行所などが掌握 していた転びキリシタンと類族の一割強にすぎ ないことをことわっておく。

さて、表2に戻ることにしよう。 転びキリシ タンで存命の者は、久兵衛〔7〕かめ〔12〕五 郎〔31〕 兵冶〔72〕 の 4 人。 そのなかでも最高 齢は、「六拾五年以前(寛永2年)天王寺乞食 次郎右衛門妻ニ成一った79歳のかめで、生年は 慶長16年である。

なお、兵冶家は悲田院垣外の長吏を嫡子太良 右衛門 [73・1640~1723]、その孫藤兵衛 [78・ 1664~1735〕と代々勤めた。また、兵治の四男 正庵〔75・1654~1731〕は「天王寺村乞食在所 ニ醫師」を勤め、その子孫が代々それを継承し

ている。いわば、兵治家は垣外内で中核を担っ た家であった。

当然のことながら、天王寺村に預け処分をう けた転びキリシタンは他出することを許されて いなかったであろうが、彼らも含め、類族は悲 田院垣外で「乞食」としてとどまるのが常態で あったようにみられる。これは、彼らが悲田院 垣外において形成された非人集団でもあり、そ こに生活の基盤があったからだと考えられる。 こかうの忰である半助「1・1660~1716」、小 吉〔2·1663~1701〕、権〔3·1667~1716〕 のように、同一世帯で兄弟が「乞食」としてあっ た者はなどがこれに該当する。また、久右衛門 嫡女のよし〔4・1634~1700〕、次郎右衛門嫡 女みつ[13・1632~1718]、次郎衛門孫かめ[15・ $1653\sim1716$) ⁽³⁶⁾、同すて $(16\cdot1657\sim1717)$ 、 同小ミつ〔17・1659~1736〕、同こまん〔20・ 1669~1738)、同むく〔28・1656~1731〕市右 衛門四女くり〔32・1631~?〕のように、垣外 内の「乞食」との婚姻によって家を出て行った 姿を確認できる。これらは、垣外内部における 閉ざされた移動と位置づけることができよう。

しかし、悲田院垣外から転出している者も少 なくない。

まず、婚姻を転出理由としている者について みよう。四ケ所の一つ「下難波村乞食小兵衛 | に嫁いだ次郎右衛門の孫ちま〔14・1649~ 1716〕がそれである。この時期には死没してい たために、表2には掲出しなかったが、次郎右 衛門の三女小ちよ(1640~62)は「川崎村ニ而 乞食 | 小左衛門(1634~86)に、四女小女郎(1644 ~70) も 「天満乞食在所ニ罷有 | る与兵衛 [29・ 1641~?〕に嫁いでおり、婚姻による転出例と して加えることができる。このように、数少な い事例ではあるが、悲田院垣外から婚姻を契機 に転出していった者は、四ケ所の他垣外に限ら れているのである。

婚姻以外の理由でもって悲田院垣外を出て 行った者としては、表からは転びキリシタン次 郎右衛門の二男宗休(基蔵・1634~1685)がそ れをうかがわせるにすぎない。宗休が悲田院垣 外を離れた時期は明らかでないが、天王寺村の 北側、大坂市中に隣接する東成郡「南平野町ニ 賣薬 | をおこなっていたこと、妻むく〔23・ 1642~1718〕が「丗三年以前〔明暦3年(1657)〕 (略) 摂州南平野町宗休方へ縁付」いているこ とが確認できるので、明暦3年に宗休は南平野 町で売薬を渡世としていたことがわかる。なお、 宗休の旦那寺は竹林寺であるが、妻むくをはじ め、こまん [24・1673~?]、長太良 [25・ 1677~1723]、福松[26·1679~?]、岩松[27· 1682~1734〕ら4人の子どもの旦那寺は、平野 町壽福院である。彼らのその後の動静としては、 正徳4年(1714)の『轉切支丹類族存命之者人 数帳』から、長女のこまんが上安堂寺町に借宅 していたこと、福松と岩松が母むくと南平野町 に在住していたことが把握できる(長太郎は、 享保8年10月4日に47歳で南平野町において病 死しているが、正徳4年時の所在は不明)。

また、前述したように、こかうの忰3人は、 悲田院垣外で乞食をしていたが、長兄として鉄 心(1654~1719)がいた。鉄心は、上安堂寺町 吹田屋二郎兵衛の借屋に住み、鉢開きを生業と している。

続いて、悲田院垣外に転入してきた者をみる ことにしよう。

転入者は10人を数えるが、そのうち婚姻を理 由とする者が9人で、大多数を占めている。

この婚姻による転入者で、特筆できるのは、 百姓娘が転びキリシタンや類族であった乞食非 人の許に嫁してきていることであろう。これに ついては、転びキリシタン久兵衛〔7・1624~ 92〕の妻で「河内国丹北郡新道村源左衛門娘」 くん [8・1631~92]、市右衛門の五男甚右衛 門〔33・1639~?〕の妻で「河州八上郡小寺村 百姓与兵衛娘」ふし〔44・1652~?〕、兵冶の 嫡男太郎右衛門〔73・1640~1723〕の妻で「河 内国若江郡中野村百姓喜左衛門娘」くに〔77・ 1646~1729〕が確認できる。この3人は、河内 国内とはいえ、異なる郡村からの転入者であり、 地縁的なつながりを必ずしも見出しがたい。婚 姻によって、身分を超えてきた事例との指摘が 可能ではあるが、それが悲田院垣外に向けてと いう、一方向に限られた移動であったことには 注意を払っておきたい。

これ以外の婚姻による転入としては、以下の 者を確認できる。五郎の嫡子忠兵衛〔36・1652 ~?〕の妻むく〔59・1656~1731〕は「天満乞 食こちよ娘」、同じく五郎の三男伊兵衛〔38・ 1660~1745〕の妻こかう〔68・1667~1733〕は 「摂津国欠郡下難波村乞食九郎兵衛娘」であり、 四ケ所垣外間の移動である。なお、むくの母は 転びキリシタン次郎右衛門の三女にあたる。そ して、兵冶三男源右衛門〔74・1651~1733〕の 妻はる〔84・1658~90〕は「京都悲田寺乞食吉 兵衛娘」であり、京都の非人集団とのつながり も見出せる™。

さらに、前述した正庵の妻こまん〔87・1655 ~1703] は「摂津國川邊郡尼崎乞食久三郎娘」、 兵冶五男の吉右衛門〔76・1664~1734〕の妻し も〔90・1664~1739〕は「河内國渋川郡久寶寺 村乞食長兵衛娘」であり、在方非人番の家との 交流もみられる。このような交流がなされるよ うになった契機については、必ずしも明らかで はない。人的なつながりが想定されるが、これ については明らかにする史料を持ち得ないた め、今後の課題としておこう。

以上でふれてきたのは、婚姻によって悲田院 垣外に女子が移り住んできた事例である。男子 の事例としては、兵冶の娘いち(1650~84)と 婚姻し、「天王寺村乞食」となった西真〔92・

1638~?〕があげられる。ただ、西真について は、悲田院垣外への転入時期なども不明で、生 国が紀伊であることが把握できるにすぎない。

これ以外に、悲田院垣外に転入してきた者と しては、市右衛門の三男転びキリシタン五郎 〔31・1629~93〕の妻ふく(1632~79)がいる。 ふくは、山城国伏見の乞食孫市(1599~1654)と、 をと (1614~70) の子で、慶安2年 (1649) に 嫁いできたが、ふくの母をとも、孫市の死後に 「天王寺村へ罷越、娘ふく一所ニ罷有」るとの 記載がみえる。伏見の地にをとが頼るべき身寄 りがいなかったためであろうか、ふくを頼って の移動と推測することは許されるであろう。

ここで、表1にみえる「西成郡川崎村二乞食 仕罷有候処、父(著者注:市右衛門)一同詮議」 をうけてキリシタンを転んだ吉兵衛(1622~ 79) につながる類族について付言しておこう。 嫡子半兵衛〔34・1647~?〕は父吉兵衛と同様 に川崎村で乞食を、次男利兵衛〔35・1655~ 90〕は伝法村において乞食であった。この半兵 衛の妻こたね〔52・1659~?〕は「摂津國川邊 郡出在家村之乞食道達と申者之娘」で、利兵衛 の妻かな〔54・1656~?〕は「摂津國西成郡北 野村之乞食次右衛門娘」である。これらは、悲 田院垣外に直接に関わる者ではないが、四ケ所 の一つである天満垣外、また伝法村に婚姻に よって流入してきた姿を看取できる。そして、 半兵衛の子はる〔53・1678~?〕、利兵衛の子 久太郎[55・1680~?]、さご[56・1683~?]、 牛松〔57·1685~?〕、岩松〔58·1689~1745〕 は、「父一所ニ傳法村ニ乞食」となっている。 これも非人社会における移動や家存続のあり方 の一つとして捉えておくことにしよう。

2 安永4年の類族の動向

続いて、安永4年の『切支丹轉類族存命御改 帳』をもとに、前節と同様に類族の動向をうか がう作業をおこなうことにしたい。同史料から 析出できるのは、転びキリシタンの久兵衛、市 右衛門、兵冶の3名につながる類族54人の動向 である(表3)。

類族54人のうち、市右衛門の玄孫で三八忰又 太郎〔27・1733~76〕、兵治の玄孫で犬枩忰文 蔵〔52・1742~?〕の両者は、悲田院垣外の小 頭役を勤めている。時代によってその人数は異 なるが、小頭は四ケ所の各垣外に4~5人がお かれ、長吏とともに指導的役割を果たす「御仲」 を形成し、なかば世襲によって勤めていた者た ちである。また後述するが、長吏善助に市右衛 門玄孫つるが嫁いでいるように、兵冶と市右衛 門の類族は血縁関係を続けながら、垣外の中心 的な位置にあり続けていた様相がうかがえる。

さて表からは、元禄期と同様に、多くの者が 「悲田院垣外ニ番人相勤」めるなどの姿がみら れるが、なかには「天王寺村内町々番人相勤罷 在 | るというように、村内の町々で非人番をし ていた長太郎〔1・1701~78〕や、「天王寺村 悲田院垣外二罷在、大坂三郷町内江非人番相勤 | める孫六〔23・1728~83〕が確認できる。孫六 の場合、大坂三郷のどの個別町かは不明である が、垣外番として通っていた姿と考えられる。 個別の町に居住しないで、通い、あるいは複数 町を廻ることで垣外番を勤める者は、『悲田院 長吏文書』などからも少なからず見出すことが でき、垣外番の一つの形態でもあった

の

一方で、前節で検討を加えた元禄2年と比較 すると、大坂三郷に隣接する村落、さらには摂 津・河内両国の在方非人番として勤めている者 がみられることがこの時期の特徴でもある。こ れは、移動範囲が広域化していると捉えること も可能であるが、ここではまず、その具体的な 事例を掲げてみることにしよう。

大坂三郷に隣接する村落で、非人番を勤めて いる者としては、「西成郡北野村江非人番相勤」

表3 安永4年の悲田院垣外に関わる類族の動向

				火丁 女小	7 + 07	
云び	キリシタン	続柄		類族名前	年齢	動向
1	久兵衛	孫	まん忰	長太郎 「幸一郎事」	75歳	天王寺村内町々番人相勤罷在
2	久兵衛	曽孫	長太郎娘	おと	39歳	父一所二罷在
3	久兵衛	曽孫	五郎忰	惣五郎	38歳	天王寺村悲田院垣外二番人相勤罷在
4	久兵衛	曽孫	五郎忰	惣太郎 「正三郎事」	36歳	兄惣五郎一所二罷在
5	久兵衛	曽孫	辰之助娘	とめ	35歳	天王寺村悲田院垣外二番人文次郎妻二罷成
6	久兵衛	曽孫	五郎娘	もん	32歳	同所 (悲田院) 垣外番人藤八妻ニ罷成
7	市右衛門	曽孫	忠兵衛忰	三八	96歳	河刕石川郡富田林村江非人番相勤罷有
8	市右衛門	玄孫	六之助娘	せき	42歳	天王寺村悲田院垣外丑之介妻二罷成
9	市右衛門	曽孫	太郎兵衛忰	三八	77歳	天王寺村悲田院垣外二番人相勤罷在
10	市右衛門	曽孫	牛忰	孫七	75歳	天王寺村悲田院垣外二番人相勤罷在
11	市右衛門	曽孫	虎忰	万吉	62歳	西成郡北野村江非人番相勤罷在
12	市右衛門	玄孫	六之助忰	太郎枩	59歳	同郡(東成郡)南平野町之内、林町江非人番相勤罷在
13	市右衛門	玄孫	市蔵忰	惣太郎	59歳	天王寺村悲田院垣外二罷在、則村内番人相勤罷在
	市右衛門	玄孫	孫七忰	他人	35歳	悲田院垣外父孫七一所二罷在
15	市右衛門	玄孫	孫七娘	ふし	42歳	悲田院垣外番人久七妻二罷成
16	市右衛門	玄孫	忠兵衛子三八忰		64歳	悲田院垣外二罷在、村内番人相勤罷在
17	市右衛門	玄孫	三八忰	捨枩	56歳	天王寺村悲田院小屋ニ罷在
18	市右衛門	玄孫	藤枩忰	三太郎	64歳	天王寺村悲田院垣外二番人相勤罷在
19	市右衛門	玄孫	乙助忰	竹蔵	57歳	同郡 (東成郡) 南平野町江非人番相勤罷在
20	市右衛門	玄孫	孫三郎忰	丑之助	55歳	天王寺村悲田院垣外二番人相勤罷在
21	市右衛門	玄孫	藤枩忰	虎之助	51歳	同郡(東成郡)北平野町江番人相勤罷在
22	市右衛門	玄孫	市枩娘	つる	51歳	天王寺村悲田院長吏善助妻ニ罷成
23	市右衛門	玄孫	孫三郎忰	孫六	48歳	天王寺村悲田院垣外二罷在、大坂三郷町内江非人番相勤
24	市右衛門	玄孫	由枩娘	つる	48歳	河刕石川郡冨田林村番人嘉介妻ニ罷成
25	市右衛門	玄孫	由枩忰	捨吉	46歳	河州錦部郡三日市村非人番相勤罷在
26	市右衛門	玄孫	太郎吉娘	ろく	43歳	河州茨田郡神田村番人仁兵衛妻ニ罷成
27	市右衛門	玄孫	忠兵衛子三八忰	又太郎	43歳	天王寺村悲田院垣外二小頭役相勤罷在
28	市右衛門	玄孫	由枩忰	長八	43歳	河刕丹北郡六反村二非人番相勤罷在
29	市右衛門	玄孫	藤枩忰	丑之助	43歳	河州高安郡万願寺村二非人番相勤罷在
30	市右衛門	玄孫	三八娘	なお	41歳	悲田院垣外二罷在、番人紋次良妻二罷成
31	市右衛門	玄孫	由枩忰	松之助	38歳	河刕錦部郡西郡村二番人相勤罷在
32	市右衛門	玄孫	六之助忰	石枩	36歳	同郡(東成郡)南平野町之内、林町ニ非人番相勤罷在
33	市右衛門	玄孫	孫七娘	すえ	36歳	悲田院垣外二父孫七一所二罷在
34	市右衛門	玄孫	孫三郎忰	大枩	35歳	天王寺村悲田院垣外二罷在
35	市右衛門	玄孫	由枩娘	小さよ	34歳	河州丹北郡太田村番人新四良妻ニ罷成
36	市右衛門	玄孫	辰之助忰	辰次郎	32歳	天王寺村ニ乞食仕罷在
37	市右衛門	玄孫	由枩娘	おく	31歳	河刕河内郡横小路村番人平七妻ニ罷成
38	市右衛門	玄孫	孫七娘	あき	31歳	天王寺村鳶田垣外安平妻ニ罷成
39	市右衛門	玄孫	孫七忰	万吉	28歳	悲田院小屋ニ住居仕罷在
40	五郎	孫	せん忰	辰之助	77歳	天王寺村ニ乞食仕罷在
41	兵治	曽孫	猿枩忰	又次郎	68歳	天王寺悲田院垣外二醫師仕罷在
42	兵治	玄孫	又次郎忰	辨助	41歳	父又次郎一所二罷在
43	兵治	曽孫	源三郎忰	彦次郎	55歳	河州石川郡冨田林村ニ同村番相勤罷在
44	兵治	曽孫	小申忰	犬枩	59歳	忰又蔵一所ニ罷在
45	兵治	曾孫	源三郎忰	留之助	40歳	同国(摂津国)住吉郡苅田村ニ非人番相勤罷在 親藤兵衛願ニて享保四己亥年二月九日大坂町奉行所ニ而牢舎、翌庚酉
46	兵治	曽孫	藤兵衛忰	乙蔵		十二月廿七日出牢、摂河追放
47	兵治	玄孫	岩枩忰	岩之助	51歳	天王寺村悲田院垣外二罷在
48	兵治	玄孫	岩枩忰	乙作	44歳	天王寺村悲田院垣外二罷在
49	兵治	玄孫	弥太郎忰	千太郎	40歳	天王寺村悲田院垣外二罷在
50	兵治	玄孫	弥太郎忰	次郎	35歳	弥太郎一所二罷在
51	兵治	玄孫	又次郎忰	和吉	35歳	天王寺村悲田院垣外二罷在
52	兵治	玄孫	犬枩忰	文蔵	34歳	悲田院垣外二罷在、小頭役相勤罷在
	兵治	玄孫	弥太郎忰	熊太郎	32歳	兄千太郎一所二罷在
53	兵治	玄孫	JAN KEMPII	岩枩	02/12	河刕石川郡富田林村二同村番相勤罷在

注)安永4年7月『切支丹轉類族存命帳』より作成。 類族の年齢は、同帳に記載による。 五郎は転びキリシタン市右衛門三男。

める万吉 [11・1714~90] をはじめ、「同郡(東 成郡) 南平野町之内、林町江非人番相勤」める 太郎枩「12・1717~85]、「南平野町江非人番相 勤」める竹蔵〔19・1719~84〕、「同郡(東成郡) 北平野町江番人相勤 | める虎之助〔21・1725 ~?]、「南平野町之内、林町二非人番相勤」め る石枩〔32・1740~?〕の5人である。彼らが 非人番を勤めていたのは、三郷の北部に接した 北野村を除き、天王寺村の北に位置し、三郷の 南に隣接する東成郡南平野町や北平野町であ る。前述した長太郎や孫六のように、悲田院垣 外に居住しながら、各町に通いで非人番を勤め ていたことも考えられよう。

一方で、摂津・河内諸村で非人番を勤めてい る者は8人を数える。摂津国では、「住吉郡苅 田村二非人番相勤」める留之助〔45・1736~ 84]の1人にすぎない。ところが、河内国では、 「石川郡富田林村江非人番相勤 | める三八〔7・ 1680~1775〕、「錦部郡三日市村非人番相勤」め る捨吉〔25・1730~?〕、「丹北郡六反村ニ非人 番相勤 | める長八 [28・1733~95]、「高安郡万 願寺村二非人番相勤」める丑之助〔29・1733 ~?〕、「錦部郡西郡村ニ番人相勤」める松之助 [31・1738~93]、「石川郡冨田林村ニ同村番相 勤 | める彦次郎〔43・1721~92〕、「石川郡冨田 林村ニ同村番相勤 | める岩枩〔54・1746~?〕 が確認できる。このように河内国の在方非人番 となる者が多いのは、悲田院垣外に固有にみら れるものか、他垣外でも確認できるのかは史料 の制約からも明らかではない。新たな史料がみ つかることを俟ちたい。また、在郷町である富 田林村では3人の非人番の姿が確認できて興味 深いが、どのような勤めにあったかは定かでは ない。

次に、婚姻を理由とする移動についてうかが うことにしよう。

悲田院垣外内での婚姻の移動としては、「垣

外ニ番人文次郎妻 | とめ〔5・1741~?〕、「垣 外番人藤八妻」もん〔6・1744~?〕、「垣外丑 之介妻」せき〔8・1734~81〕、「垣外番人久七 妻」ふし〔15・1734~93〕、「長吏善助妻」つる [22·1725~94]、「垣外二罷在、番人紋次良妻 | なお〔30・1735~?〕の6人があげられる。な お、市右衛門の玄孫つるが嫁いだ長吏善助は、 道頓堀小頭勘右衛門と兵治の曽孫つじ(1707~) の間に生まれた子(松之助)で、勘右衛門の死 後、天王寺長吏善十郎と、つじが再婚したこと により、姉ゆきと一緒に長吏林家に養子に入っ た。いわば、つじの「連れ子」にあたり、兵治 以降続いた男系長吏の血脈がここでとぎれてい る(40)。

また、紋次郎妻なおは、前述した富田林村で 非人番を勤める三八の娘である。なおの兄辰之 助〔16・1712~?〕は「悲田院垣外ニ罷在、村 内番人相勤 | めており、同じく兄の又太郎 [27] は垣外小頭役を勤めていたことから判断する と、彼ら兄弟は悲田院垣外に留まり、三八は単 身あるいは妻と富田林村で非人番に従事してい たとも考えられる。

このように、婚姻による移動は悲田院垣外内 が中心となっているが、四ケ所や河内国内の村 落に向けての動きもみられる。

四ケ所間の移動としては、「天王寺村鳶田垣 外安平妻」あき[38・1745~?]がいる。また、 河内国の在方非人番の妻になった者としては、 「石川郡冨田林村番人嘉介妻」つる〔24・1728 ~?〕、「茨田郡神田村番人仁兵衛妻」ろく〔26・ 1733~?〕、「丹北郡太田村番人新四良妻 | 小さ よ〔35・1742~?〕、「河内郡横小路村番人平七 妻」おく〔37・1745~?〕の4人が確認できる。

類族のつながりからすると、転びキリシタン 市右衛門の末子である甚右衛門の曽孫(市右衛 門からすれば玄孫)にあたる者の多くが、河内 国の在方非人番を勤めたり、彼らの嫁になって

いることがわかる。このような傾向がどのよう にして生じたのかについては明らかではない が、前述したように、甚右衛門の妻ふしが「八 上郡小寺村百姓与兵衛娘」であることから推測 すると、早くから河内国の諸村とつながりが形 成されていたとも考えてよいだろう。

転びキリシタン左兵衛・治兵衛と その類族の動向

前章でふれたように、左兵衛とその子治兵衛 は、キリシタンから転宗した際には、天王寺村 で百姓を生業としていた。ところが、彼ら二人 とそれにつながる類族については、元禄・正 徳・安永・宝永の各時期の「死失并類族帳」や 「宗門帳」などには確認することができない。 史料の性格として、天王寺村の庄屋のもとに あった簿冊から悲田院垣外にかかわる転びキリ シタンと類族に限り、それを掌握するために抜 き書きしたことが、その理由と考えられる。

ただ、寛政6年(1794) に書き留められたと 考えられる『摂津国東成郡天王寺村轉切支丹并 類族死失覚』には、左兵衛と治兵衛につながる 類族が記載がみられる。また、寛政5年正月に 作成された『類族一件取調書付』4回にも、天王 寺村中組の類族17人に関する記載のなかに、元 禄元年に限定されるが、左兵衛の類族10人を見 出すことができる。これらの史料を中心に、悲 田院垣外の外に住した類族の動向にふれ、天王 寺村における類族の動向を補うことにする。

前掲史料から得られる情報からすると、藤原 が掲げた左兵衛家の系図⁴は、大きく不備があ るので、補訂して掲げておこう(図1)。

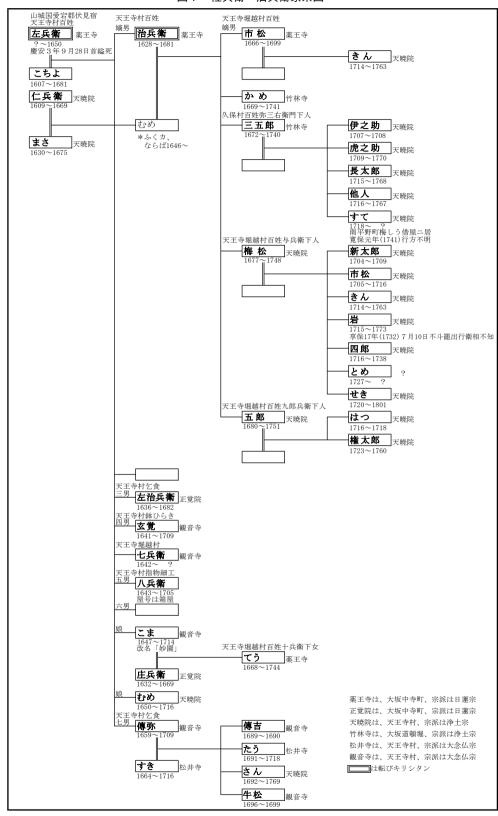
まず、指摘できるのは、佐兵衛の直系子孫は 屋号「茶屋」を名乗り、その大半が天王寺村に 在住していたことである。

史料により一部相違があり、名前を確認でき ない者もいるが、左兵衛の子は、嫡男治兵衛を はじめ傳弥まで10人を数える。このうち、左治 兵衛(1636~82)と傳弥(1659~1709)につい ては「天王寺村乞食」とされ、玄覚(1641~ 1709) は「鉢ひらき」を生業としている。また、 八兵衛(1634~1705)は「箱屋」を名乗り、指 物細工に従事しているなど多様な存在形態に あった。なお元禄元年には、八兵衛と、こま改 名妙圓(1646~1714)は「天王寺堀越村弟傳弥 同こや」で世帯を構成している。

左兵衛の孫にあたる市松 (1666~99) は、「天 王寺堀越村百姓」あるいは「天王寺村乞食」と する史料があり、どちらかは判断できない。た だ、祖父左兵衛と父治兵衛が「天王寺村百姓 | であったとするから、前者と判断しておく。ま た、市松の弟にあたる三五郎(1672~1740)は 「東成郡久保村崎百姓弥三右衛門下人」、梅枩 (1677~1748) は「天王寺堀越村百姓与兵衛下 人」、五郎(1680~1751)は「天王寺堀越村百 姓九郎兵衛下人」となっている。さらに、こま の子てう(1668~1744)は「天王寺堀越村百姓 十兵衛下女」である。下人・下女といった就業 形態は、一時的なものであったと考えられるが、 前述したような治兵衛兄弟の就業形態も考える と、左兵衛一族は天王寺村内で生活基盤を有す るが、村落の下層に位置していたと判断してよ いであろう。

次に、彼らの旦那寺についてみておこう。判 明する旦那寺としては、薬王寺・正覚院(日蓮 宗)、天暁院・竹林寺 (浄土宗)、松井寺・観音 寺(大念仏宗)と六寺三宗派に分かれている。 そして、必ずしも家ごとの旦那寺が同一でな かったことが把握できる。なかでも、傳弥家に ついては、傳弥は観音寺、妻すき(1664~ 1716) が松井寺、子の傳吉(1689~90) と牛松 (1696~99) が観音寺、たう (1691~1718) が 松井寺、さん(1692~1769)が天暁院をそれぞ れの旦那寺としており、三寺二宗と関係を持っ ている。また、こまと夫庄兵衛(1632~69) そ

図1 佐兵衛・治兵衛家系図



注) 『摂津国東成郡天王寺村轉切支丹_并類族死失帳』『類族一件取調書付』『摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳』 より作成。

の子てうの3人は、観音寺・正覚院・薬王寺と 旦那寺を異にしている。これらは、近世初期に みられる、一つの家で日那寺を異にする寺違い 寺檀関係であるが、それがここでも確認できて 興味深い。

おわりに

本稿では、天王寺村で作成された転びキリシ タンや類族の「存命并死失帳」などをもとに、 彼らの動向について検討を加えてきた。もとよ り、これらは大坂町奉行所において把握されて いた彼らの氷山の一角であり、天王寺村におけ る類族の全てを網羅しているかについても定か ではない⁴・。ただ、悲田院垣外に居住した転び キリシタンや類族の動向は、塚田崎が明らかに した道頓堀垣外の転びキリシタンや類族と類似 するものであったとしてよいだろう。十分な史 料が見出せていないが、鳶田や天満の垣外につ いても、同様の趨勢がうかがえるものと考えて いる66。換言すれば、四ケ所の非人集団にみら れる一般的な動向であったと思われる。

さて、17~18世紀に作成された「存命并死失 帳」によるという限定的なものではあるが、垣 外社会からの婚姻による移動の実態をうかがう に、摂津・河内そして京都にも拡がっているこ とがわかる。このことは、悲田院垣外そして鳶 田・道頓堀・天満といった四ケ所の非人組織内 においてのみ人口の再生産を繰り返していたの ではなく、空間的にはより広範な範囲におよん でいたことを意味している。ただ、広範とはい え、摂津・河内両国における在方非人番との婚 姻や非人番として移動するという、いわば同一 身分社会における移動が中心であったといえ る。しかし、なかには百姓からの婚姻という身 分を超えての移動も確認できる。これが、当時 の社会において希有な事例なのか、一般的にみ

られるものかどうかについては、サンプル数が 少ないこともあり、結論を導くことは差し控え たい。ただ、当時の社会において身分を超える ことは、例外的なことではなく、それが許され る状況にあったと考えておくことが、身分制社 会を理解するうえでは、肝要なことかもしれな 11

婚姻や在方非人番を勤めるために移動した先 としては、河内国丹北郡太田村や錦部郡三日市 村などのように、四ケ所をピラミッドの頂点と する摂河両国の非人組織における在方小頭が置 かれていた村落が含まれていることは、興味深 い。これら非人社会のネットワークは、天保飢 饉が始まった天保4年(1833)に、町奉行所の 指示によって「内密手を入、聞探」407「極密之御 聞合」⁽⁸⁾で進められた摂河村落における囲い米調 査や、天保末年から弘化初年にかけての摂津・ 河内・和泉・播磨四国の郡ごとの米綿の作柄調 査(諸国米の作柄情報の収集も)、さらには非 人組織の由緒を語る上で欠かせない悲田院の修 築の勧化などの史料からも確認することができ る。囲い米調査や作柄調査の御用も含め、大坂 町奉行所がその支配国、さらにはその領域を超 えて西国にまで探索行為や捕者といった警察行 政を繰り広げていくのは、18世紀中期、天明期 から寛政期にかけてと考えられる49が、その広 域行政を可能とする素地は、近世初期から連綿 と続く四ケ所垣外からの社会移動が継続して行 われていたこと、これらを通して各地域におけ る既存の非人番組織のなかに浸透していったか らと推測できる。ただ、これはあくまでも仮説 の域を出ない。今後の課題としておきたい。

注

(1)藤木喜一郎「大阪町奉行管下における司法警察制度 について」(『創立七十周年 関西学院大学文学部記念 論文集』1959年10月、のち藤木『江戸時代史論』平 安書院、1960年5月に収録)。

- (2)岡本良一「「大阪の非人」研究覚書」(部落解放研究 所編『近世部落の史的研究』上、1979年6月、のち 岡本『乱・一揆・非人』柏書房、1983年5月に収録)。
- (3)藤原有和「摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改 帳の研究(一)(二)|(『人権問題研究所紀要(関西 大学)』第49·50号、2004年8月·2005年3月)。
- (4)長吏文書研究会編『悲田院長吏文書』部落解放・人 権研究所、2008年5月、長吏文書研究会編『続 悲田 院長吏文書』部落解放 · 人権研究所、2010年5月。『悲 田院長吏文書』には神戸市立博物館が所蔵する「類 族生死改」などが127点、『続 悲田院長吏文書』には 大阪教育大学附属図書館所蔵の『元禄二年九月 轉切 支丹存命并死失帳』『宝永五年七月 轉切支丹類族之者 宗門改之覚』『正徳四年八月 轉切支丹類族存命之者人 数帳』『享保六年三月 轉類族生死之覚帳』『安永四年 七月 切支丹轉類族存命御改帳』寛政6年(1794)頃 に作成されたとみられる『摂津国東成郡天王寺村轉 全体についてふれる場合は「存命并死失帳」と略称し、 それぞれの史料引用はその表題を記載する)。
- (5)同史料は、大阪の部落史編纂委員会編『大阪の部落史』 第1巻、部落解放・人権研究所、2005年1月に収録。
- (6)寺木伸明「元禄期における天王寺「非人」集団の諸 側面―悲田院中間宗旨改帳と類族生死改帳を手がか
- (7)岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書』上・ 下、清文堂出版、1974年3月・1976年6月。上巻に は「非人垣外一件」「千日墓所一件」「浄土宗竹林寺 一件 留」の簿冊が収録されている。以下では、史料 名と簿冊表題を引用する。
- (8)内田九州男「大阪の非人研究ノート」(『大阪府の歴史』 第5号、1974年11月)。
- (9)朝比奈修「『道頓堀非人関係文書』における非人の足 洗いについて―幕府法令と非人解放の実態」(『法学 論集(関西大学)』第40巻第4号、1990年11月)。朝 比奈論文は、道頓堀垣外における類族離れの実態を 探ったものであるが、類族離れと非人の足洗いを同 一に論じているところに問題がある。
- (10)塚田孝『都市大坂と非人(日本史リブレット40)』山 川出版社、2001年11月。
- (11)『御當家令條』373号(石井良助校訂『御當家令條』(近 世法制史料叢書第2) 創文社、1959年10月)。
- (12) 『當代記』 慶長19年3月7日条 (『當記 駿府記 (史籍 雑纂)』 続群書類従完成会、1995年10月)。

- (13)岡田正之「徳川幕府吉利支丹宗門改考 | (『史學會雜誌』 第10号、1889年9月)。なお70人の信者は、後に長崎 に送られ、ルソンに流罪となっている「「伴天連共流 罪之事」丹羽漢吉·森永種夫校訂『長崎実録大成 正 編(長崎文献叢書第一集·第二巻)』長崎文献社、 1973年12月)]。
- (14) 曽我は西町奉行の前任として、寛永10年2月14日か ら今村傳四郎とともに長崎で「假の奉行| 職にあっ た〔『新訂 寛政重修諸家譜』巻第538(高柳光寿ほか 編集『新訂 寛政重修諸家譜』第9、続群書類従完成 会、1965年3月)]。キリシタンの摘発などについて も何らかの識見を有していたと考えられる。
- (15) 『徳川禁令考』4-2105号(石井良助校訂『徳川禁令考』 前集第四、創文社、1959年5月)。
- (16)「非人太兵衛ゟ竹林寺由緒書上之事」(前掲注(7)「浄 土宗竹林寺一件 留 1)。
- (17)前掲注(7)「非人垣外一件」に収録の転びキリシタン に関係する各種史料参照。なお、寛永21年のキリシ タン吟味は、下難波村庄屋甚左衛門が西田猪兵衛・ 古田新十郎にあてた「一道頓堀乞食之儀ニ付書上申 一札之事」に、

差上申一札之事

一道頓堀乞食合八拾人、其外おんぽう七人、 男女共他国江遺し不申、何時ニ而茂御用之刻、 召連可罷出候、きりしたんころひ之物きん ミいたし可申上候由、ちやうり二堅可申付 候、仍為後日手形如件

とみえる。この結果、翌正保2年4月3日には、長 吏道味はじめ7人の連印で、男女10人の転びキリシ タンの預かり手形を下難波村庄屋の甚左衛門に出し ている(「一乞食之内切支丹転之男女拾人、長吏并年 寄・組頭ゟ預手形之事」)。また、四ケ所の一つ天満 垣外があった川崎村にも転びキリシタンが預けられ ている (表1、市右衛門次男吉兵衛)。

- (18)寛文5年(1665)に天王寺村庄屋與三左衛門と下難 波村庄屋長治郎らが代官に提出した「一三箇所乞食 之者共宗門御改二付、天王寺庄屋三人并我等御請印形 差上申候事 | (前掲注(7)「非人垣外一件 |)。
- (19)「第十六章 一六三一年」(レオン・パジェス『日本 切支丹宗門史(下)』クリセル神父校閲・吉田小五郎 訳、岩波書店、1940年8月)。
- (20)「一伊(他)国江参候乞食之覚」(前掲注(7)「非人垣 外一件1)。
- (21)前掲注(7)「浄土宗竹林寺一件 留」の慶安元年の項。 (22)表1にも示したように、善斎は安永4年の『切支丹

轉類族存命御改帳 には、「摂津國者之由」と記され ている。しかし、天保14年(1843)3月に悲田院長 吏善次郎が四天王寺に出した由緒書(内表紙に「初而 御用向被為仰付候節之留書」とある史料〈『大阪の部 落史』第九巻、史料編補遺、2008年3月〉)には、「正 **庵先祖者紀州浪人ニ而、往古悲田院へ引越来候由兼而** 承伝へ罷在候得共、名前・年暦等聢与相分不申、中興 之先祖・当代迄八代ニ而、弐百弐三拾ヶ年計相続いた し、代々医師業躰ニ仕、御用向ニ携候義者無御座候」 と書き上げられており、その年数から判断すると、 紀州浪人が善斎を指しているとも考えられる。

(23)前掲注(10)塚田書。

24兵治は、知り得る限りでは悲田院長吏の初代であり、 乞食社会に身を投じていたとして間違いないである う。

(25)前掲注(1)藤木論文。

(26)前掲注(3)藤原論文。

(27)前掲注(2)岡本論文。

(28)前掲注(8)内田論文。

- 29前掲注(18)には、「ころびの病死仕候へ者早速御奉行江 御断申上、其上二而御検使被遣、旦那寺之坊主・私共 合もくよく仕、御検使之御前ニ而火そうに仕取置致し 候段紛無御座」とある。
- (30) 『徳川禁令考前集』 3-1606号(石井良助校訂『徳川 禁令考』前集第三、創文社、1959年5月)。
- (31)きく(1592~1661)は伊勢国を生国とし、「下難波村 乞食在所ニ罷在 | る新左衛門の妻で、娘こかう(? ~1682) が、天王寺垣外の茂兵衛に嫁ぎ、その子孫 がきくの類族として把握されることになる。垣外間 における婚姻の一例である。
- (32) 『大坂町奉行管内要覧-松平石見守殿御初入二付差 出御覚書·地方役手鑑一』大阪市史史料第十五輯、 1985年3月。
- 33大阪市参事会編『大阪市史』第1巻、1913年12月。
- (34)前掲注(22)引用史料。正庵の次男で猿松の弟にあたる 小勘(善右衛門)は、兵治から数えて5人めの長吏で、 「藤兵衛早世二付、先太郎右衛門父方甥、其上智二付、 一家小頭申進メーて、継承した経緯がある(前掲注 (4)『悲田院長吏文書』史料番号348)。医師としては、 兵治の曽孫で猿松忰又次郎(1709~?)などが世襲 している。

医業との関わりでいえば、道頓堀垣外の道味家 (墓 所仲間)でも、孫の正龍が医師、曽孫(到岸忰)の 清岸が外科医を勤めている(前掲注(7)「非人垣外一 件1)。

- (35)半助は泉州堺の妻(1666~?) との間に4人の子を 有したが、元禄2年時はむめと、さんの2人の娘が いた。つまり、半助家は半助と妻、娘2人、半助の 弟2人で世帯を構成していた。
- (36)かめの夫「天王寺村乞食源七」は、山城国伏見で慶 安4年に生まれている。
- (37)鉄心のその後は、前掲注(10)塚田書に記載がある。参 昭されたい。
- (38)京都とのつながりとしては、道頓堀垣外では、孫七 の弟孫三が京不動堂に、妹いとが京不動堂非人新右 衛門に嫁している(前掲注(7)「非人垣外一件」)。
- (39)垣外番の形態としては、若キ者が直接個別町に通い 勤める場合、長吏・小頭・若キ者の弟子が個別町に 住して勤める場合があった。後者については、拙稿「近 世大坂市中における垣外番について―天王寺長吏組 織下における様相一」(『しこく部落史』第12号、 2010年2月)で検討を加えた。
- (40)高久智広「近世後期天王寺長吏林家における相続を めぐって(上)」(『部落解放研究』No.168、2006年2月)。
- (41)八尾市立歴史民俗資料館蔵角田家文書(前掲注(4)『続 悲田院長吏文書』所収)。

(42)前掲注(3)藤原論文。

(43)久保村は、堀越村と同様に天王寺村内の小村。

(44)7月と12月の二季、出生や死亡時の「覚」を通覧し た限りでは、欠があるようにみられる。

(45)前掲注(10)塚田書。

(46)藤原が紹介した前掲注(3)『摂州東成郡天王寺村転切 支丹類族生死改帳』によれば、転び久三郎の類族で 鳶田垣外に住した者(長吏久右衛門の系統)のうち、 久三郎の孫娘せん(1683~1718)は道頓堀垣外長吏 根次右衛門に嫁いだほか、曽孫又五郎は天満垣外小 頭作重郎に、玄孫又吉が摂州池田村番人頭伝右衛門、 同じく玄孫の万三郎が河州瓜破村番人小頭喜兵衛方 へ養子に遣わされている。

(47)前掲注(4)『悲田院長吏文書』史料番号1145。

(48)前掲注(4)『悲田院長吏文書』史料番号1148。

(49)盛田嘉徳「番非人文書」(『部落解放』第5号、1969 年10月)。